

知的所有権ニュース (2014年10月)

〒392-0015

長野県諏訪市中洲1602-3

三枝特許事務所

TEL:0266-53-4197

FAX:0266-58-8602

E-mail: [spo@coral.ocn.ne.jp](mailto:spo@coral.ocn.ne.jp)

最近めっきりと涼しくなり、秋らしくなってきました。特に、朝晩は寒いと感じられることも多くなってきました。皆様、いかがおすごしでしょうか。今年は災害の多い年でしたので、静かな秋になることを祈ります。

さて、今回も知的所有権ニュースをお届けします。最近の特許関連のニュースや連絡事項などを記載しました。なお、業務内容に関する細かなご質問につきましては電子メールやファクシミリにてお受けしております。よろしくお願ひ申し上げます。 三枝

## 1. 新たなタイプの商標（特許法等の一部を改正する法律）について

本年の5月24日に公布されました「特許法等の一部を改正する法律」のうち、新たなタイプの商標について具体的な運用が審議されています。以下には、タイプごとの商標の運用についての審議内容をまとめてみました。これらの各タイプの商標の出願や権利化の手続については、改正法の施行日（未定だが、来年の4～5月といわれている。）以降に可能になる予定です。

いまだ審査基準の内容は検討段階に過ぎませんが、その概要をまとめました。今回は、音商標と、色彩のみからなる商標について説明します。

### (1) 「音商標」

#### ・歌詞等の言語的要素を含む音商標について

言語的要素に識別力がある場合には、原則として、商標全体としても識別力があると判断する。言語的要素に識別力がない場合には、音の要素について検討する。識別力のない言語的要素を単に読み上げたにすぎない商標は、原則として、識別力がないとする。

#### ・音の要素のみからなる（言語的要素を含まない）音商標について

識別力がないと考えられる幾つかの類型を挙げている。例えば、商品又は役務の特徴としての音（炭酸飲料について泡のはじける音など）、その市場において通常使用される音（鉄道による輸送について発車の際に流れるメロディ）、単音或いはこれに準ずるような極めて簡単かつありふれた音、チャルメラの音、自然音を認識させる音、ゲーム機器に使用される電子音、クラシック音楽や歌謡曲を認識させる楽曲などである。

※識別力については、音の要素のみからなる商標についても、原則として識別力がないとするのではなく、識別力のない音商標を列記して排除するようである。したがって、企業の特徴のあるサウンドロゴ等についても、或る程度特徴的なものであれば、使用による識別力の獲得がなくても登録を得られる可能性はあると思われる。

#### ・商標の類否について

言語的要素を含む音商標については、言語的要素と、音の要素とのそれぞれの識別力の強弱を把握し、その結果から要部を定める方法で他の商標との類否を判断するようになるものと考えられる。

#### ・出願商標の特定方法について

具体的な態様での音商標の特定が必要とされる方向性が示されている。音商標の特定については、音声ファイル等の物件の提出、詳細な説明などにより特定される、楽器により演奏されたものが商標の範囲となるもよう。

## (2) 色彩のみからなる商標

### ・色彩のみからなる商標の識別力について

色彩のみからなる商標には、本来的な識別力というものが観念しにくいいため、使用による識別力を獲得した商標のみに登録が認められるという方向性で検討されている。

例えば、単色の色彩については、何人も自由に選択して使用できるものであり、色彩の自由な使用を阻害するような保護は、公益的見地から見ても極めて限定的なものとならざるをえない。同様に、色彩を組み合わせた商標についても、一般に商品や広告において使用される色模様や背景色を表示したものと印象を与えることが多いことから、原則として、識別力が認められないとの考え方が示されている。

### ・不登録事由について

先願等に係る商標との類否については、種々の類型ごとに検討されている。特に、図形と色彩の結合商標との間では、類似と判断される可能性が高いので、商標態様の決定に際しては、図形商標調査を行ったうえで、慎重に判断する必要がある。

また、ビール瓶について茶色、タイヤについて黒色などは、独占適応性がないために登録が排除される。

### ・出願方法について

商標態様について表示するとともに、色彩を明確に特定するため、カラーコード等の記載が求められる。また、商品等に付する位置に限定がある場合には、それが理解できる態様で表示するとともに、その使用態様を文章により記載することが求められる。

なお、今回は、上記(1)及び(2)以外の新たなタイプの商標について説明します。

## 【連絡事項】

### ・長野県発明協会による無料相談事業

相談日(弊所担当)は以下の通りです。時間は午後1時～4時です。なお、相談には予約が必要です。(予約連絡先:各相談会の会場又は発明協会長野県支部026-228-5559)

弊所担当の相談日は以下の通りです。

平成26年11月12日(水):伊那商工会議所

平成26年12月19日(金):飯田商工会議所

平成27年2月4日(水):伊那商工会議所

### ・諏訪圏特許事務所連合会による発明相談

時間はいずれも午後1時～4時です。できるだけ事前の予約をお願いします。

諏訪商工会議所:偶数月の第3木曜日:予約連絡先:0266-52-2155

茅野商工会議所:奇数月の第2水曜日:予約連絡先:0266-72-2800

テクノプラザおかや:毎月第3火曜日:予約連絡先:0266-21-7000

弊所担当の相談日は以下の通りです。

平成26年10月21日(火):テクノプラザおかや

平成26年12月16日(火):テクノプラザおかや

平成27年1月20日(火):テクノプラザおかや

平成27年3月11日(水):茅野商工会議所

・弊所では、上記日時以外でも相談に応じております。ただし、予約をお願いします。初回の相談は無料ですので、お気軽にご連絡ください。

・弊所では企業様との間で顧問契約を締結しています。契約コースは2万円/月、5万円/月の2種類あります。企業訪問、無料相談などを通じて、通常の業務のみでは得られない発明の発掘、詳細な指導等の支援を行います。

・弊所では特許侵害等のコンサルタント業務も行っています。ご相談ください。